

第 6 次宇都宮市総合計画改定基本計画策定方針

1 計画改定のねらい

- 本市においては、平成 30 年 3 月に「第 6 次宇都宮市総合計画」を策定し、基本構想に定めた 2050 年の「将来のうつのみや像（都市像）」である「輝く人の和 つながるまちの環 魅力と夢の輪 うつのみや」の実現に向け、各施策・事業に取り組んでいるところである。
- このような中、人口減少・人口構造の変化をはじめ、Society5.0 やデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）等の ICT を取り巻く環境の変化、SDGs の達成に向けた脱炭素社会構築の要請などの社会潮流のほか、新型コロナウイルス感染症の影響や台風等の自然災害の激甚化など、本市を取り巻く環境は大きく変化し、市民が抱える課題やニーズも複雑化・多様化している。
- このようなことから、基本計画の改定に当たっては、これらの社会経済環境の変化やこれまでの政策・施策の達成状況をはじめとする本市の現状を的確に捉えながら、より効果的・効率的な政策・施策を構築することで、基本構想に掲げる「将来のうつのみや像（都市像）」の実現に向けて更なる取組の推進を図る。

2 基本的事項

(1) 計画の位置付け

- 総合計画は、本市の都市経営の最上位の方針であり、市民・事業者・行政などの構成員が一体となってまちづくりに取り組むため、基本的な考え方や目指す将来の姿を示し、その具現化に向けた取組を基本計画に位置付けている。
- 今回策定する改定基本計画については、現計画の策定以後に生じた新たな社会潮流を的確に捉えるとともに、多様化・複雑化する課題に対応するために、分野横断的な施策や各政策分野をけん引する戦略的な事業に重点化した計画とする。

(2) 計画の期間

令和 5 年（2023）度から令和 9 年（2027）度までの 5 年間

(3) 基本計画の構成

目指すまちの姿「スーパースマートシティ」、都市空間形成の基本方針、分野別計画（「6つの未来都市」） など

【総合計画の構成と期間】

- 基本構想 目標年次：2050 年
- 基本計画 計画期間：2018 年度～2027 年度（前期 5 年，後期 5 年）
- 実施計画 計画期間：3 年間（毎年見直し）

3 改定に向けて捉えるべき重点課題

(1) 人口減少・少子超高齢化の深刻化

2020年の出生数は、全国・本市ともに過去最少となったところであるが、本市における2015年から2020年の5年間における出生数の減少率は23.0%であり、全国の減少率である16.4%を上回るペースで少子化が進行するとともに、同年の本市の高齢化率は25.3%となり、今後も上昇を続け、2025年頃には団塊の世代が後期高齢者になることから、これまで以上に少子化対策や高齢化に対応したまちづくりを強化する必要がある。

(2) 市民の豊かな生活を実現する官民と連携したDXの推進

本市においては、2019年に「Uスマート推進協議会」を立ち上げるなど、最先端の技術を活用したスマートなまちづくりを進めてきたところであり、引き続き、誰もがデジタル技術の恩恵を享受しながら豊かな生活を実現できる全国のモデルとなるスマートシティの実現に向け、官民が連携したDXを進める必要がある。

(3) 脱炭素社会構築に向けた要請

国際社会共通の目標であるSDGsへの貢献や地球温暖化を起因とする自然災害の激甚化に対し、国際社会の一員としての本市の責任を果たしていくため、本年9月、二酸化炭素排出量を2050年までに実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言したところであり、その達成に資する取組を強力に推進していく必要がある。

(4) 新型コロナウイルス感染症による人々の価値観の変容への対応

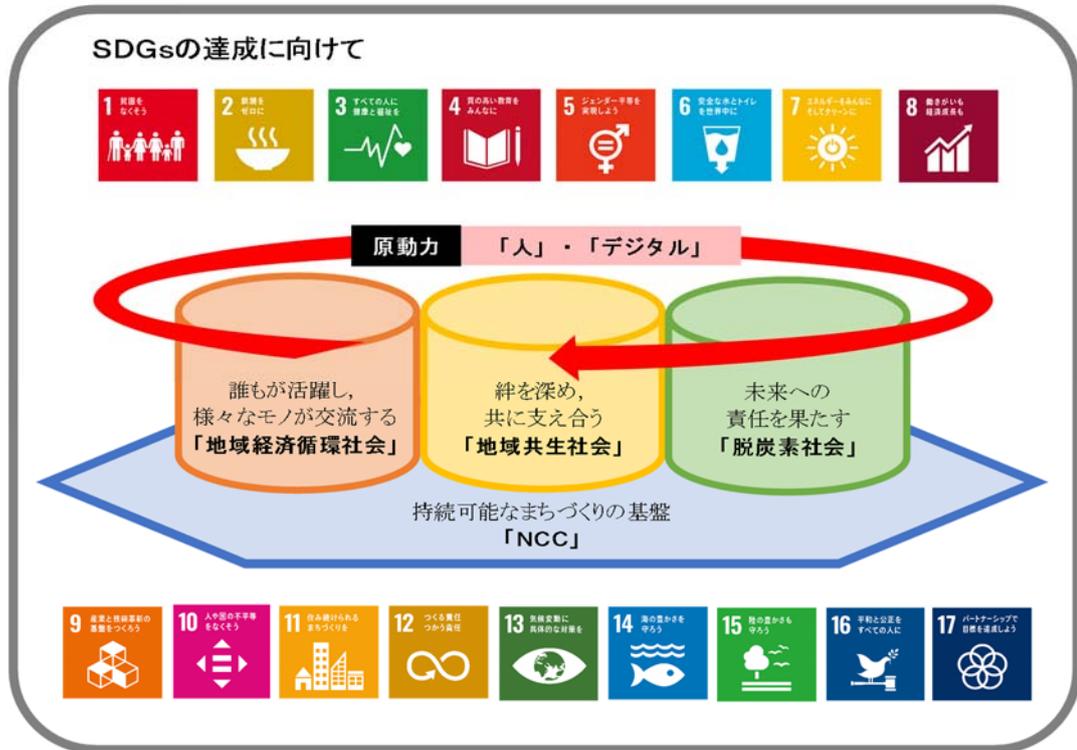
新型コロナウイルス感染症に対応していく中で、テレワークの実施やオンラインを利用したコミュニケーションの推進などの「新しい生活様式」への転換、若者の地方移住への関心の高まりなど、人と人のつながり方や価値観の変化が加速化しており、それらに速やかに対応していく必要がある。

4 課題の解決を図る「スーパースmartシティ」の実現

本市においては、これらの重点課題を解決し、社会環境が急速に変化する中であっても、市内外から選ばれる高い都市力を備え、将来にわたって成長力を確保できるまちづくりに取り組んでいく必要があり、基本構想に掲げる「将来のうつのみや像（都市像）」を実現し、SDGsの達成に貢献していくため、概ね2030年頃を見据えた具体的なまちの姿として、「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち『スーパースmartシティ』」の実現を目指していくものとする。

【「スーパースマートシティ」の構成イメージ】

持続可能な都市構造である「NCC」を基盤としながら、「地域共生社会」（社会）、「地域経済循環社会」（経済）、「脱炭素社会」（環境）の3つの構成要素が融合し、「人」と「デジタル」を原動力に発展を続けられるまち



(1) 「スーパースマートシティ」を支える持続可能なまちづくりの基盤「NCC」

コンパクトなエリアへの都市機能や居住の誘導・集積と階層性のある公共交通ネットワークの構築を進めるとともに、都市の防災・減災機能の強化に資する基盤整備等の促進により、激甚化する自然災害にも適応できる、誰もが移動しやすく強靱で持続可能な、まちづくりの基盤となる都市構造

(2) 「スーパースマートシティ」を構成する「3つの社会」

ア 絆を深め、共に支え合う「地域共生社会」

NCCの強みを生かし、性別や国籍、障がいの有無などに関わらず、子どもから高齢者まで、誰もが生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるとともに、地域に思いやりがあふれ、絆を深めながら、孤独や孤立に寄り添い、支えられる社会

イ 誰もが活躍し、様々なモノが交流する「地域経済循環社会」

女性や高齢者、障がい者、外国人など誰もが自分の力を最大限に発揮することができるとともに、地域の事業者の成長や地域内での消費・需要の拡大を図るほか、次世代産業の集積や起業支援、大谷やプロスポーツ等の地域資源の活用などにより高い付加価値を創出し、モノやヒトの交流をNCCが促進することで、地域内において経済が循環する豊かな社会

ウ 未来への責任を果たす「脱炭素社会」

移動しやすく歩いて暮らせるNCCや本市独自の「もったいない」のころのもと、公共交通の利用などによる、脱炭素型ライフスタイルの推進や再生可能エネルギーの地産地消、森林保全などにより、「カーボンニュートラル」を実現し、100年先も輝き続けられる宇都宮を将来世代に残すことができる社会

(3) 「スーパースマートシティ」の実現に向けた原動力

ア 次世代育成・少子化対策の強化（まちづくりを支える「人」づくり）

人口減少によるまちの活力低下が懸念される中、協働・共創によるまちづくりの担い手となる「人」づくりを進めていくとともに、人口減少・人口構造の変化に対応できる「少子化対策」や将来のうつのみやを担う若年層の活力を強化する。

イ スマートシティの推進（「デジタル」を積極的に活用したまちづくり）

社会環境が急速に変化する中、「デジタル」技術の積極的な活用による市民生活の質の向上を図っていくため、ICTやデータの利活用を社会課題の解決や目標実現に当たっての手段として、あらゆる分野のまちづくりに導入していくことで、市民の便利でより良い暮らしを実現する。

5 計画策定に当たって配慮すべき事項

(1) 社会潮流の変化等を的確に捉えた計画づくり

出生数の大幅な減少等による人口減少、少子・超高齢社会の急速な進行をはじめ、新型コロナウイルス感染症によって顕在化した「孤独・孤立」等の新たな福祉課題、DXの加速化や脱炭素社会の構築など、新たな社会潮流による今後の市民生活への影響を積極的に捉えた計画とする。

(2) 時代の変化に柔軟に対応できる計画づくり

- ・ 複雑化・多様化する行政ニーズや、社会潮流の急激な変化に対応していくことができるよう、分野横断的な取組である「まちづくり好循環プロジェクト」や各分野をけん引する取組である「戦略事業」を重点的に充実・強化した計画とする。
- ・ また、DXやカーボンニュートラルの推進、移住・定住の促進等、広域的な視点からの取組を要する課題に対しては、県や他市町等と連携した市域を越えた施策・事業の強化についても検討していく。

(3) 幅広い市民の意見を反映した計画づくり

学識経験者や市内で活動する団体・事業者等で構成する「総合計画市民懇談会」をはじめ、SNS等を活用し、将来の宇都宮を担う若年層からの意見聴取等を行うとともに、市民アンケート調査やパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取し、改定基本計画の策定に反映していく。

(4) SDGs や地方創生の推進等と一体となった計画づくり

SDGs への貢献に向けた施策・事業の体系化を行い、総合計画における各政策との関係を明確化するとともに、地方創生に向けた施策を取りまとめた「第2期宇都宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しを一体的に行い、より実効性のある計画とする。

6 策定の体制・進め方

(1) 庁内組織（総合計画策定本部）

ア 政策評価の実施

- ・ 基本計画に掲げた政策（基本施策）の目標の達成度や施策の進捗状況に基づき、現計画の評価を実施する。
- ・ また、社会潮流の変化や本市の実態を的確に捉え、政策（基本施策）における課題を整理するとともに、今後必要となる政策・施策の方向性を導出する。

イ 分野横断的な政策・施策の検討

複雑化・多様化する課題や市民ニーズに対応した、複数分野にまたがる政策・施策の検討を強化するため、総合計画策定本部における「部会」の再編や「特定課題検討会議」等を設置し、議論の重点化を図る。

(2) 庁外組織

学識経験者や関係機関・団体、事業者などで構成する「総合計画市民懇談会」を設置し、現計画の課題や今後の取組の方向性、改定基本計画の内容等について意見をいただく。

(3) 総合計画調査特別委員会（議会）

現計画を検証するとともに、今後のまちづくりに当たって取り組むべき事項について調査するため、令和3年10月に設置された「調査特別委員会」から意見をいただく。

(4) 市民からの意見聴取

- ・ SNS等を活用した市民等からの意見聴取
- ・ 若年層を中心とする市民等による意見交換
- ・ 市民アンケート調査の実施
- ・ パブリックコメントの実施

7 策定スケジュール

(1) これまでの取組

令和3年 7月 庁内策定本部の設置
政策評価の着手等、庁内検討の開始

(2) 今後の予定

令和3年	11月	総合計画市民懇談会の設置・運営（令和5年3月頃まで） 特定課題検討会議の設置・運営
	12月	SNS等を活用した市民等からの意見聴取
令和4年	6月	市民アンケート調査の実施 若年層を中心とする市民等による意見交換
	12月	基本計画（改定計画）素案の作成 パブリックコメントの実施
5年	3月	基本計画（改定計画）の策定・公表